



事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

I 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書																
補助金等の名称			1	E01				帳簿価額の減額等 した場合の戻り金 戻り金となつた 条件をのし場 合	圧縮限度超過額 (6) - (12)			13	G09			
補助金等を交付した者			2	E02					前期以前に取得をした減価償却資産の既償却 額に係る取得価額調整額 (既償却額) × (10)			14	G10			
交付を受けた年月日			3	N01	元号	年	月					日	15	G11		
交付を受けた補助金等の額			4	G01					取得価額に算入しない金額 (6) と (12) のうち少ない金額) + (14)			15	G11			
交付を受けた資産の価額			5	G02								16	G12			
帳簿価額を要しない減額等となった場合（無条件の場合又は 圧縮限度額の計算	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額		6	G03				特別勘定に経理した場合（条件付の場合）	特別勘定に経理した金額			16	G12			
	圧縮限度額の計算	(4)のうち返還を要しない又は要しないこととなった金額		7	G04				繰入限度額 (4)のうち条件付の金額)			17	G13			
		前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額) × (10)	(4)の全部又は一部の返還を要しないこととなった日における固定資産の帳簿価額		8	G05				繰入限度超過額 (16) - (17)			18	G14		
			固定資産の取得等に要した金額		9	G06				翌期繰越額の計算			19	G15		
			補助割合 (7) (9)		10	C01				当期中に算入すべき金額			20	G16		
		圧縮限度基礎額 (8) × (10)		11	G07				返還した金額			21	G17			
	圧縮限度額 (5)、(7)若しくは(11)又は (5)、(7)若しくは(11) - 1円)		12	G08					返還を要しないこととなった金額			22	G18			
									(21)及び(22)以外の取崩額			23	G19			
									期末特別勘定残額 (19) - (20) - (21) - (22) - (23)			24	G20			

交付を受けた金銭の額及び資材の価額		25	G21		圧縮限度額の計算	前期償却資産に取得をした場合減	(25)の交付を受けた日における固定資産の帳簿価額	31	G26	
交付を受けた固定資産の価額		26	G22				負担割合 $\frac{(25)}{(29)}$ (1を超える場合は1)	32	C02	
取得した固定資産の種類		27	E03				圧縮限度基礎額 (31) × (32)	33	G27	
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額		28	G23				圧縮限度額 (26)、(30)若しくは(33)又は((26)、(30)若しくは(33)) - 1円)	34	G28	
圧縮限度額の計算	固定資産の取得に要した金額	29	G24				圧縮限度超過額 (28) - (34)	35	G29	
	圧縮限度基礎額 (25)と(29)のうち少ない金額)	30	G25				前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額) × (32)	36	G30	
							取得価額に算入しない金額 (28)と(34)のうち少ない金額) + (36)	37	G31	

賦課に基づいて納付された金額		38	G32		圧縮限度額の計算	前価償却以前に取得をした場合減	(38)が納付された日における固定資産の帳簿価額	43	G36	
取得した固定資産の種類		39	E04				賦課割合 $\frac{(38)}{(41)}$ (1を超える場合は1)	44	C03	
固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額		40	G33				圧縮限度基礎額 (43) × (44)	45	G37	
							圧縮限度額 (42)若しくは(45)又は((42)若しくは(45)) - 1円)	46	G38	
圧縮限度額の計算	固定資産の取得等に要した金額	41	G34			圧縮限度超過額 (40) - (46)	47	G39		
	圧縮限度基礎額 ((38)と(41)のうち少ない金額)	42	G35			前期以前に取得をした減価償却資産の既償却額に係る取得価額調整額 (既償却額) × (44)	48	G40		
						取得価額に算入しない金額 ((40)と(46)のうち少ない金額) + (48)	49	G41		

別表十三(一) 令八・四・一以後終了事業年度分